

令和8年5月吉日

保 護 者 様

和歌山市立松江小学校
校 長 川野 一郎

警報発表時の措置について (R8.5 下旬～)

気象庁は、新たな防災気象情報の運用を令和8年5月下旬から開始します。新たな防災気象情報では、現在の「大雨」、「洪水」、「高潮」の警報・注意報、「土砂災害警戒情報」、「指定河川洪水予報」が変わります。

内容は、「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」「高潮」の4つに整理され、情報名に「レベル (警戒レベル1から5)」が付記されます。「警報レベル4相当」の情報として「危険警報」が新設されます。

和歌山市教育委員会の指示により、本校における「警報発表時の措置について」を作成し直しましたので、お知らせします。その他の警報や注意報（暴風警報や大雪警報など）の名称変更はありません。

◇午前8時までに、上記警報が解除になった時、安全を確認し登校する。

◇午前9時までに、上記警報が解除になった時、9時30分より授業を始めます。

いずれの場合も、まず安全を確認の上、登校する。

◇9時現在、上記の警報が発表中の場合（レベル3大雨警報・レベル3土砂災害警報・暴風警報・大雪警報発表の場合）は、臨時休業とします。

◇午前6時現在、上記警報発表中の場合、その後、警報が解除されても給食はありません。従って、授業は午前中だけです。

登校後、上記の警報が出た場合や予期せぬ出来事が生じた場合は、児童の安全第一を考えて判断します。気象状況や道路の状況など、児童生徒が安全に帰宅できると判断した場合は、下校措置をとります。

帰宅させることがより危険を増すと考える場合（レベル4危険警報・レベル5特別警報等の場合）は、学校待機とします。安全を確認しながら、別紙（警報発表時自家用車の経路）を参照し、保護者によるお迎えをお願いします。時間等については、つながる連絡帳でお知らせします。

* 和歌山市で震度5弱以上の地震が発生し、危険が予測されるなど学校が避難所となる場合は、臨時休業とします。

台風接近に伴う措置について

*前日や夕刻の時点で、台風が和歌山県に接近、上陸のおそれがある場合、和歌山市教育委員会の指示に従って、市内一斉に翌日の給食を中止します。その場合、翌日の給食は実施できません。（台風がそれで警報が解除されていても給食は実施できませんので、授業は午前中のみで下校します。）

上記の措置は、年間を通じての措置です。

◎ 警報が出た場合、もしくは解除になった場合も、あわてず児童の安全を第一に考えてください。少々時間に遅れても構わないので、できる限り保護者による登下校の見守りをお願いします。

<参照>

新たな防災気象情報の詳細については、下記の気象庁ホームページを確認願います。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho-update2026/index.html>

※この内容は、本校ホームページにも掲載しています。